＜被保険者が記入する書類＞

第５号様式の１

記載例

念　　書

平成 30 年 4 月 2日　〇〇市〇〇町１丁目 1-1 先路上　　において、
求償　次郎　の行為により　国保　太郎　　の被った保険事故について、
国民健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を国民健康保険法第 64 条第１項の規定によって保険者が給付の価額の限度において取得行使し、かつ、賠償金を受領することに異議ありません。

なお、併せて、次の１から３までについては遵守することを誓約し、4及び５については同意します。

1　加害者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出、承諾を得ること。
2　加害者に白紙委任状を渡さないこと。
3　加害者から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、かつ、遅延なく貴職に届け出ること。
4　本件保険事故に関する診療報酬明細書等の写しを、熊本県国民健康保険団体連合会が損害保険会社等に提供すること。
5　本件保険事故により受診した医療機関等から、熊本県国民健康保険団体連合会が事故に関する診療状況等の情報の提供を受けること。

平成　〇〇年　〇月　〇日

住所　〇〇市〇〇町２丁目 2-2
氏名　〇〇　〇〇　　印

市町村長
国保組合理事長　　様

被保険者の署名・捺印（被保険者が未成年の場合は親権者）

＜相手方（第三者）が記入する書類＞

第６号様式の１

記載例

誓　　約　　書

〇〇　市町村・組合の国民健康保険の被保険者　国保　太郎　　が、
受けた保険給付は、私の行為によるものですので、次の事項を遵守することを書面をもって誓約したします。

1　保険給付額確定時に損害賠償金を貴職に支払うこと。
2　被害者と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職にその内容を申出、承諾を得ること。

なお、貴職の書面承諾なしに示談したときは国民健康保険給付分に限り、何人に対しても示談の効力を主張しないこと。

3　上記、１の支払に充てるため、貴職が保険給付の価額を限度として自動車損害賠償責任保険（共済）から優先的に支払いを受けることを承諾し、同優先部分については、誓約者の受領権を行使しないこと。

平成　〇〇　年　〇月　〇日

誓約者　住所　〇〇市〇〇町 2-2
氏名　〇〇　〇〇　　印

市町村長
国保組合理事長　　様

相手方の署名・捺印